

彦根市庁舎広告付き庁舎案内板設置事業仕様書

この仕様書は、彦根市の市役所本庁舎（新庁舎）に設置する広告付き庁舎案内板（以下「案内板」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

1 案内板を設置する施設および場所

彦根市役所本庁舎（彦根市元町4番2号） 1階（設置位置は別紙図面のとおり）

2 事業期間

令和7年11月1日から令和12年10月31日まで

ただし、案内板筐体の設置は、速やかに設置することとし、設置後のコンテンツの作成、調整等の作業および市職員への操作研修についても、本市職員と協議のうえ決定すること。

3 案内板の仕様等

案内板の仕様は次のとおりとし、詳細については、本市と協議の上、決定するものとする。

(1) 案内板本体の規格

ア 高さ 3,000 mm × 幅 2,960 mm × 奥行 160 mm 以内であること。

イ 案内板は自立式とし、固定に際しては、庁舎施設に負担の少ない方法で固定し、地震等の際の転倒に対する防止策を十分講ずること。

ウ デザインについては、周辺環境に配慮し、著しく華美なものでないこと。また、安全に配慮した形状であること。なお、案内板の筐体色は黒を基調とすること。

エ 庁舎案内枠（タッチパネル式）、行事案内枠、地図枠、広告枠（タッチパネル式）で構成すること。ただし、案内板本体のみで構成することが難しい場合は、案内板本体とは別に、総合受付の壁面（別紙図面参照）にモニター等を設置することにより構成することも可能とするので、その規格や表示内容等について具体的に提案すること。

オ 文字の大きさや配色等について、高齢者や色覚障害者に配慮したデザインとすること。

カ 照明等は消費電力量の低減に配慮すること。また、稼働についても、タイマー等の機器により自動制御できるものとする。

キ 本体表面に市の観光パンフレット等が配置可能なラックを設置すること。

ク タッチパネルなど人が触れる部分については、感染症対策を施すこと。

(2) 庁舎案内枠

ア タッチパネル式の案内機能を設け、フロア毎の部署名や、フロア案内図等をわかりやすく表示すること。

イ 日本語、ポルトガル語、英語、中国語およびベトナム語の 5 箇国語表記とすること。

ウ 組織改編など表示内容に変更が生じた場合は、随時更新すること。

(3) 行事案内枠

ア デジタルサイネージに行事・会議案内等の市政情報を表示すること。

イ 表示内容について、市職員による更新が可能な仕様とすることとし、必要に応じて、コンテンツの編集や更新等に必要な機器等を備え付けること。

(4) 地図枠

ア 公共施設・災害時の避難場所など、市が指定する情報をわかりやすく表示すること。

イ 原則として、市内全域と市役所本庁舎周辺の地図で構成すること。

ウ 携帯電話・スマートフォンによる QR コードの読み取り等により、地図情報、公共施設、ルート案内を表示できるようにすること。

エ 地図の掲載内容の更新は、年 1 回以上行うこと。

(5) 広告枠

ア タッチパネル式とすること。

イ 事業者は、広告主の募集、決定、広告の製作、掲載、広告主との調整等、民間企業等の広告に係る一切の業務を自己の負担により行うこと。

ウ 事業者は、原則として、本社、支店または営業所が市内に所在する企業等の広告を掲載するよう努めること。

エ 事業者は、広告審査体制を整備するとともに、広告を制作し、掲載する際には、彦根市広告掲載要綱（平成 23 年彦根市告示第 151 号。以下「市広告掲載要綱」という。）および彦根市広告掲載基準を順守すること。

なお、事業者は、広告主の選定および広告の内容について、事前に市の審査を受け、承認を得なければならない。

オ 市は、広告主および広告内容が市広告掲載要綱に適合しないと認めるとき、または、広告の掲載が適当でないと認めるときは、事業者に対し、広告内容の修正および広告掲載の中止を指示できるものとし、事業者は、これに従わなければならない。この場合において、市は、広告主または事業者に対し賠償の責を負わない。

(6) その他

ア 事業者は、案内板の設置にあたり、庁舎の維持管理および災害時の避難誘導等の支障とならないよう配慮すること。

イ 事業者は、案内板の設置および撤去ならびに表示内容の変更に関する作業にあたっては、作業日程、作業内容等について、市と事前に調整の上、行うこと。

4 案内板の維持管理等

(1) 事業者は、案内板の定期的な点検、清掃等を行うこと。

(2) 事業者は、案内板に故障等が発生したときは、速やかに点検、修理を行うこと。

(3) 事業者は、案内板の操作マニュアルを作成し、市に提出すること。

5 その他

(1) 事業者は、案内板の設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定による市の行政財産使用許可を受けなければならない。

(2) 事業者は、彦根市行政財産使用料条例（昭和 62 年彦根市条例第 20 号）に基づく、使用料および必要経費（案内板の維持管理に係る電気料金）を、市が指定する期日までに、市に納付しなければならない。

(3) 事業者は、広告掲載料提案書に記載した広告掲載料（年額）を、毎年度、市が指定する期日までに、市に納付しなければならない。なお、設置期間が 1 年に満たない年度の広告掲載料については、月割りにより算定した額とし、1 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(4) 案内板の制作、設置および維持管理（表示内容の変更を含む。）ならびに事業期間終了後の撤去に係る一切の費用は事業者の負担とする。

(5) この仕様書の定めのない事項については、市と事業者で協議の上、決定するものとする。